

市谷薬王寺町地域の 住居表示実施に伴う 手続きのガイド

もくじ

住居表示で住所が変わります

住居表示に伴う住所変更
の手続きについて

公簿・登記・
公共料金・パスポート

社会保険関係

年金関係

自動車・オートバイ関係

警察関係

マイナンバーカード等

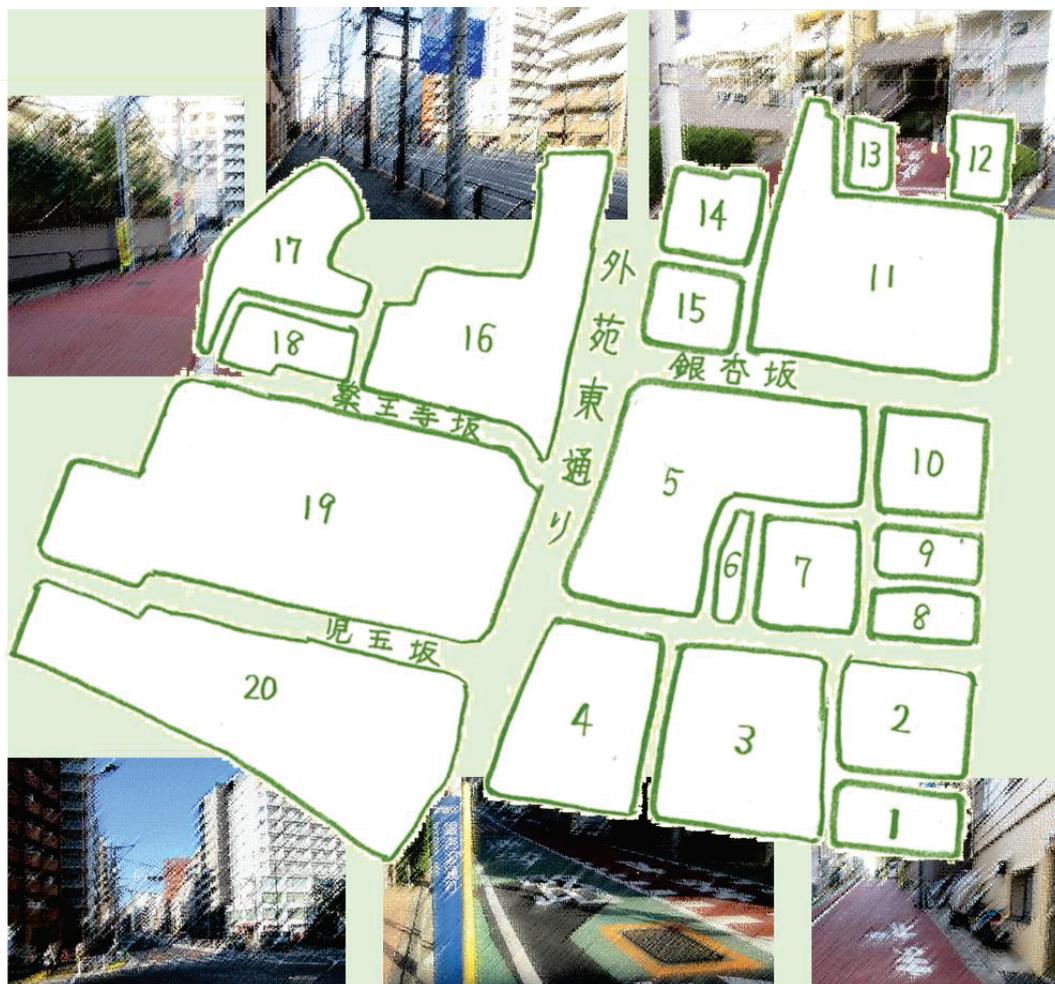
その他の手続き

ご自身で確認いただく手続き

郵便物や宅配物について

土地・建物登記の申請方法

さくいん（索引）



令和5年11月6日（月）から住所が変わります
郵便番号（〒162-0063）は従来どおり変更ありません

市谷薬王寺町地域の 住居表示実施に伴う 手続きのガイド

住居表示で住所が変わります

従来の住所	1
新しい住所	1
本籍や不動産のあらわし方	1
町のなかのお住まいの建物等に町名表示板・住居番号表示板を貼り付けます	1

住居表示に伴う 住所変更の手続きについて

手続きが不要なもの	2
手続きが必要なもの	2

公簿・登記・ 公共料金・パスポート

公簿関係	4
不動産登記関係	4
会社・法人等登記関係	4
公共料金	4
パスポート	4

社会保険関係

国民健康保険	5
医療証等	5
受給者証	5

年金関係

年金受給者	6
1号被保険者	6
2号被保険者	6
3号被保険者	6

自動車・オートバイ関係

運転免許証	7
軽二輪の所有者	7
自動車の所有者	7
軽自動車の所有者	7
その他	7

警察関係

警察署での手続き	8
----------	---

マイナンバーカード等

マイナンバーカード	9
住民基本台帳カード	9
外国人関係	9

その他の手続き

福祉の手続き	10
生活衛生営業	10
公害保健	10
医事・薬事関係	11
食品衛生	12

ご自身で確認いただく手続き

通学・勤務先	12
銀行・携帯電話 他	12

郵便物や宅配物について

旧住所あての郵便物について	13
新住所を周知していただくために	13
宅配事業者・地図サービス等への対応について	13

土地・建物登記の申請方法

土地・建物登記の申請方法	14
登記申請書の見本 (一般の土地・建物)	15
登記申請書の見本 (敷地権付きの区分所有建物)	16
委任状の見本	17

さくいん (索引)

さくいん (索引)	18
-----------	----



住居表示で住所が変わります

住居表示で住所が変わります

従来の住所

市谷薬王寺町地域では、地番（土地につけられた番号）を用いて住所を表し、郵便物や宅配物の遅配・誤配、緊急車両の到着が遅れるといった不便が生じています。

新しい住所

地番で表す住所で生じる不便を解消するため、令和5年11月6日から、市谷薬王寺町地域では住居表示という制度を導入します。これにともない、住所が変わります。

新しい住所では、**今までの町名（市谷薬王寺町）をそのまま使用します。**読み方については、「いちがややくおうじまち」とします。

町名（市谷薬王寺町）と、町を20のブロックに分け、新たに設定した「街区符号」・「住居番号」の3つを組み合わせ、新しい住所をあらわします。

なお、郵便番号『〒162-0063』については変更ありません。



従来の住所	新宿区 市谷薬王寺町	51 番地 1
	町 名	地 番
新しい住所	新宿区 市谷薬王寺町	20 番 40 号
	町 名	街区符号 住居番号
		40 - 101 号
		住居番号(中高層住宅の場合)

ご自分の新しい住所については、同封の通知書をご確認ください。

本籍や不動産のあらわし方

今回の住居表示では、本籍地（戸籍）や不動産（土地・建物）の表示について従来と変更ありません。

町のなかのお住まいの建物等に町名表示板・住居番号表示板を貼り付けます

住所をよりわかりやすくするため、それぞれの建物等に受託事業者が町名表示板・住居番号表示板を貼り付けます。

玄関や門など、人目につきやすい場所にコンクリートボンドやビス、針金で貼り付けます。



町名表示板・住居番号表示板の例

住居表示に伴う住所変更の手続きについて

住居表示の実施にともなって、法令等により、みなさまご自身で手続きが必要となるものがあります。大変お手数ですが、令和5年11月6日(月)以降に、それぞれの住所変更手続きをお願いいたします。

手続きに関する費用は、原則として無料です。

手続きが不要なもの

公簿関係	●住民票 ●印鑑登録証明書 ●戸籍の附票	4 ページ
公共料金	●電力（東京電力） ●ガス（東京ガス） ●水道（東京都水道局） ●公共放送（日本放送協会（NHK））	
パスポート	●パスポート(旅券)	
国民健康保険	●国民健康保険被保険者証 ●国民健康保険高齢受給者証(70～74歳の方)	5 ページ
医療証等	●後期高齢者医療被保険者証 ●乳医療証 ●子医療証 ●青医療証 ●親医療証 ●介護保険被保険者証 ●介護保険負担割合証	
受給者証	●障受給者証 ●自立支援医療の更生医療受給者証	
年金関係	●国民年金の受給者の住所変更 ●厚生年金の受給者の住所変更 ●国民年金に加入している第1号被保険者の方 （国民年金に加入の自営業者など）の住所変更 ●社会保険に加入している事業所にお勤めする方の住所変更 ●国民年金に加入している第3号被保険者の方 （厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている妻又は夫）の住所変更	6 ページ
自動車・オートバイ関係	●原動機付自転車等標識交付証明書 ●車庫証明	7 ページ
警察関係	●警備員指導教育責任者証・機械警備業務管理者資格者証の書換え	8 ページ
公害保健	●大気汚染医療費助成(都)医療券	10 ページ

手続きが必要なもの

登記関係	●土地・建物の権利者の住所変更 [所有権・抵当権など] ●会社・法人の本店（主たる事務所）の所在地変更 ●会社・法人の支店（従たる事務所）の所在地変更 ●会社・法人の役員の住所変更	4 ページ
年金関係	●社会保険に加入している事業所の所在地変更 ●社会保険に加入している事業主の住所変更	6 ページ

住居表示に伴う住所変更の手続きについて

手続きが必要なもの		
自動車・オートバイ関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証(運転経歴証明書を含む)の住所変更 ● 軽二輪(125ccを超え250cc以下)の使用者・所有者の住所変更 ● 自動車(軽自動車を除く)、及び250ccを超える二輪車の使用者・所有者の住所変更 ● 軽自動車の使用者・所有者の住所変更 	7 ページ
警察関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 風俗営業の許可証・管理者証の書換え ● 銃砲刀剣類所持許可証・火薬類譲り受け許可証の書換え ● 古物商・古物市場主許可証の書換え、古物競りあっせん業の届出 ● 警備業認定証の書換え(本店所在地) ● 警備業の合格証明書の書換え(住所) ● 警備業の成績証明書の書換え(住所) ● 探偵業届出証明書の書換え 	8 ページ
マイナンバーカード等	<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカード(個人番号カード)の住所変更 ● 住民基本台帳カード(写真付きかつ有効期間内のもの) ● 在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書 	9 ページ
福祉の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳の住所変更 ● 愛の手帳の住所変更 ● 精神障害者保健福祉手帳の住所変更 ● 自立支援医療受給者証(精神通院)の住所変更 ● 障害福祉サービス受給者証の住所変更 ● 児童通所受給者証の住所変更 ● 地域生活支援受給者証の住所変更 ● その他の各種手帳、受給者証、医療券等の住所変更 	10 ページ
その他	(生活衛生営業) (医事・薬事関係) (食品衛生)	10~12ページ
ご自身で確認いただく手続き		12 ページ

手続きに使用する証明書について

手続きの際は、配付資料に同封した「通知書」を住居表示の証明書としてお使いいただけます。

不足する場合は、実施日以降に区役所の地域コミュニティ課住居表示係及び各特別出張所で住居表示変更証明書を無料で発行できますので、窓口へお越しください。

**※ 各手続きや証明書は実施日以降でなければ受け付け
できませんのでご注意ください**



公簿・登記・公共料金・パスポート

			手続き先	必要なもの	期限
公簿関係	住民票 印鑑登録証明書 戸籍の附票	手続き不要	区が書き換えます。	-	-
不動産登記関係 (法務局)	土地・建物の権利者の住所変更 [所有権・抵当権など] ※新宿区外にある不動産も対象です。	手続き必要	それぞれの不動産所在地の管轄法務局 [新宿区内の不動産の場合] 東京法務局 新宿出張所 ：新宿区北新宿一丁目8番22号 03-3363-7385(代表)	① 登記申請書 (不動産用) ② 住居表示の証明書 (同封の通知書で可) ③ 印鑑 (認印)	実施日以降お早めに。 本書の14~17頁で申請方法や記載例をご紹介します
会社・法人等登記関係 (法務局)	本店 (主たる事務所) の所在地変更 支店 (従たる事務所) の所在地変更 役員の住所変更 ※新宿区外にある会社・法人等も対象です。		本店(主たる事務所) 所在地の管轄法務局 [新宿区内の会社・法人等の場合] 東京法務局 新宿出張所 ：新宿区北新宿一丁目8番22号 03-3363-7385(代表)	① 登記申請書(会社用) ② 住居表示の証明書 (同封の通知書で可) ③ 印鑑 (届出印)	本店の管轄法務局 ⇒ 2週間以内 詳細は別冊の「会社・法人等の変更登記の手引き」をご覧ください
公共料金	電力 ガス 水道 公共放送		東京電力 東京ガス 東京都水道局 日本放送協会(NHK)	区から各機関に新住所をお知らせします。 東京電力、東京ガス以外の事業者をご利用の方は、大変お手数ですが各事業者に直接お問合せください。	-
パスポート	パスポート(旅券)	手続き不要	パスポートの所持人記入欄に任意で記入した住所は、 ご自分で修正してください。 (旧住所を二重線で消し、欄内に新住所を記入する)	-	-

		手続き先
国民健康保険	国民健康保険被保険者証	<p>新しい保険証が区から郵送されます。 70歳から74歳までの方には、新しい住所の国民健康保険高齢受給者証を同封します。 旧証は返信用封筒で返送いただくか、区役所へお越しの際にお返しください。</p> <p>詳しくは 医療保険年金課国保資格係 (03-5273-4146)へお問合わせください。</p>
	国民健康保険高齢受給者証(70~74歳の方)	
医療証等	後期高齢者医療被保険者証	<p>新しい保険証が区から郵送されます。 旧証は返信用封筒で返送いただくか、区役所へお越しの際にお返しください。</p> <p>詳しくは 高齢者医療担当課高齢者医療係 (03-5273-4562)へお問合わせください。</p>
	乳医療証	<p>新しい医療証が区から郵送されます。 旧証は返信用封筒で返送いただくか、区役所へお越しの際にお返しください。</p> <p>詳しくは 子ども家庭課の各係へお問合わせください。 ・乳 子 青の各医療証について 子ども医療・手当係(03-5273-4546) ・親の医療証について 育成支援係(03-5273-4558)</p>
	子医療証	
	青医療証	
	親医療証	
	介護保険被保険者証	<p>新しい保険証・負担割合証が区から郵送されます。 旧証は返信用封筒で返送いただくか、区役所へお越しの際にお返しください。</p>
	介護保険負担割合証	<p>詳しくは 介護保険課資格係 (03-5273-4597)へお問合わせください。</p>
受給者証	障受給者証	<p>新しい受給者証が区から郵送されます。 旧証は返信用封筒で返送いただくか、区役所へお越しの際にお返しください。</p>
	自立支援医療の更生医療受給者証	<p>詳しくは 障害者福祉課相談係 (03-5273-4518)へお問合わせください。</p>

手続き不要

社会保険に加入している事業者（会社等）にお勤めの方は、勤務先までお問合わせください。



年金関係

	対象者	手続き先	必要なもの	期限
年金受給者	国民年金の受給者の住所変更	マイナンバーが日本年金機構に「収録済」の方は原則自動的に住所変更されますので、手続きは不要です。 [注1]	-	-
	厚生年金の受給者の住所変更			
1号被保険者	国民年金に加入している第1号被保険者の方 (国民年金に加入の自営業者など)の住所変更	区で書き換えますので、手続きは不要です。	-	-
2号被保険者	社会保険に加入している事業所にお勤めする方の住所変更	マイナンバーが日本年金機構に「収録済」の方は原則自動的に住所変更されますので、手続きは不要です。 [注1]	-	-
	社会保険に加入している事業所の所在地変更	新宿年金事務所 ：新宿区 新宿五丁目9番2号 ヒューリック 新宿五丁目ビル6階 厚生年金適用調査課 03-3354-5048 [注2]	①健康保険厚生年金保険適用事業所名称・所在地変更(訂正)届 ②住居表示の証明書 (配付した通知書で可)	実施日以降お早めに。
	社会保険に加入している事業主の住所変更		①健康保険厚生年金保険事業所関係変更(訂正)届	
3号被保険者	国民年金に加入している第3号被保険者の方(厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている妻又は夫)の住所変更	マイナンバーが日本年金機構に「収録済」の方は原則自動的に住所変更されますので、手続きは不要です。 [注1]	-	-

[注1]：未収録等の方のみ手続きしてください。詳細は新宿年金事務所へお問合せください。

[注2]：健保組合加入事業所の場合は、健保組合にも届出が必要です。



新宿年金事務所

新宿区新宿五丁目9番2号
ヒューリック新宿五丁目ビル6階
厚生年金適用調査課
03-3354-5048

自動車・オートバイ関係

	手続き先	必要なもの	期限	
運転免許証 (運転経歴証明書を含む) の住所変更	都内の ・各警察署 ・運転免許更新センター ・運転免許試験場 牛込警察署 ：新宿区南山伏町1番15号 03-3269-0110 ※運転免許試験場では 日曜日も手続き可能です。	①記載事項変更届 ※用紙は警察署や試験場などの窓口にあります。 ②住居表示の証明書 (配付した通知書で可) ③運転免許証 (運転経歴証明書)	実施日以降 お早めに。 ※更新が近い 方はその際 で結構です。	
軽二輪の所有者	手続き必要	関東運輸局東京運輸支局 練馬自動車検査登録事務所 ：練馬区 北町二丁目8番6号 050-5540-2032 [注1]	実施日以降 お早めに。	
自動車の所有者		自動車(軽自動車を除く)、及び 250ccを超える二輪車の 使用者・所有者の住所変更 [注2]		①自動車検査証 (コピー不可) ②住居表示の証明書 (配付した通知書で可) [注1]
軽自動車の所有者	軽自動車検査協会 東京主管事務所練馬支所 ：板橋区 新河岸一丁目12番24号 050-3816-3101 [注1]	①自動車検査証 (コピー不可) ②住居表示の証明書 (配付した通知書で可) [注1]	特段の期限は ありません。	
その他	手続き不要	原動機付自転車等標 識交付証明書	手続きは不要です。	-
		車庫証明	手続きは不要です。	-

[注1]：代理人申請の場合は、委任状(使用者)が必要です。
また、住居表示の証明書に記載された旧住所と車検証などの記載住所が異なるときは、
各手続き先へお問合せください。

[注2]：タクシーやトラックなどの運送事業用として自動車をご使用の場合は、この手続きの
前に関東運輸局東京運輸支局輸送部門への届出が必要になります。

お問い合わせ先 関東運輸局 東京運輸支局 輸送部門
：品川区東大井一丁目12番17号
03-3458-9233

警察関係

住居表示実施後の各種許可証等の住所変更手続きについては、手数料はかかりません。
 変更届出を希望される場合の届出先等は、以下のとおりです。
 必要なもの・期限等詳細は各手続き先にお問合せください。
 なお、運転免許証等の手続きについては、本書の7頁でご紹介しています。

警察関係

		手続き先
警察署での手続き	風俗営業の許可証・管理者証の書換え	牛込警察署 生活安全課 保安係 : 新宿区南山伏町1番15号 03-3269-0110 内線: 2653
	銃砲刀剣類所持許可証・火薬類譲り受け許可証の書換え	
	古物商・古物市場主許可証の書換え、古物競りあっせん業の届出	牛込警察署 生活安全課 防犯係 : 新宿区南山伏町1番15号 03-3269-0110 内線: 2613
	警備業認定証の書換え(本店所在地)	
	警備業の合格証明書の書換え(住所)	
	警備業の成績証明書の書換え(住所)	
	探偵業届出証明書の書換え	
警備員指導教育責任者証・機械警備業務管理者資格者証の書換え	手続き不要	



マイナンバーカード等

	マイナンバーカード	住民基本台帳カード	外国人関係	
マイナンバーカード	<p>マイナンバーカード (個人番号カード) の住所変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ICチップの住所情報 ● 券面の記載住所 ● 署名用電子証明書   <p>※マイナンバー通知カード 〔薄い緑色の紙製カード〕 で写真付きでないもの については、新住所の 記載ができません。 マイナンバーは変わり ませんので、引き続き マイナンバー確認用の 書類として保管してく ださい。</p>	<p>新宿区 戸籍住民課 住民記録係 ：本庁舎1階 03-5273-3601 (直通) 榎町特別出張所 ：早稲田町85番地 03-3202-2461 または、 その他の特別出張所</p>	<p>①マイナンバーカード (写真付き) ②住民基本台帳用 暗証番号(数字4桁) ③署名用電子証明書 暗証番号 〔大文字英字・数字〕 〔混合6~16文字〕</p> <p>※署名用電子証明書の手 続きは、原則ご本人の みになります。</p> <p>※署名用電子証明書以外 の手続きについては、 同一世帯の方で上記② の暗証番号がわかる場 合に限り、代理で更新 手続きをすることができ ます。委任状は不要で すが、代理人の本人確 認資料(運転免許証等) が必要になります。</p> <p>カードの表面に住所を 記載します。詳細はお 問合せください。</p>	<p>実施日以降 お早めに。</p> <p>※手続きをされ ないと、本人 確認書類とし て使用できな い場合や、 e-Taxなどの 電子申請手続 きが出来ない 場合があります。</p> <p>※追記欄が一杯 の場合は無料 で再交付しま す。 再交付申請後 取得までに1 ヶ月半程度か かります。</p>
住民基本台帳カード	<p>住民基本台帳カード 〔写真付きかつ 有効期間内のもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ICチップの住所情報 ● 券面の記載住所 <p>※マイナンバー法の施行 に伴い、住民基本台帳 カードの新規交付及び 再交付はできません。 マイナンバーカード (個人番号カード)への 切替えを御検討ください。</p>	<p>新宿区 戸籍住民課 住民記録係 ：本庁舎1階 03-5273-3601 (直通) 榎町特別出張所 ：早稲田町85番地 03-3202-2461 または、 その他の特別出張所</p>	<p>①住民基本台帳カード ②暗証番号(数字4桁)</p> <p>カードの裏面に住所を 記載します。詳細はお 問合せください。</p>	<p>実施日以降 お早めに。</p>
外国人関係	<p>在留カード 特別永住者証明書 外国人登録証明書</p>	<p>新宿区 戸籍住民課 住民記録係 ：本庁舎1階 03-5273-3601 (直通) 榎町特別出張所 ：早稲田町85番地 03-3202-2461 または、 その他の特別出張所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 <p>カードの裏面に住所を 記載します。詳細はお 問合せください。</p>	<p>実施日以降 お早めに。</p>

手続きが必要

マイナンバーカード等

住居表示実施に伴い、**特別出張所・区役所の窓口が大変混み合います。**
お待たせすることがありますが、ご了承ください。

区ホームページはこちら

区のホームページから窓口の受付・混雑状況を確認することができます



その他の手続き

		手続き先	必要なもの	期限
福祉の手続き	身体障害者手帳の住所変更	新宿区 障害者福祉課相談係 ：本庁舎2階 03-5273-4518(直通)	手帳	実施日以降 お早めに。
	愛の手帳の住所変更			
	精神障害者保健福祉手帳の住所変更	牛込保健センター ：新宿区矢来町6番地 03-3260-6231 ※令和6年度中に現在建設中の牛込保健センター等複合施設(弁天町50番地)に移転予定	手帳	実施日以降 お早めに。
	自立支援医療受給者証(精神通院)の住所変更		受給者証	
	障害福祉サービス受給者証の住所変更	実施日以降に区から記載事項変更届が郵送されますので、必要事項を記入して返送してください。 届出後に新しい受給者証を送付します。 新宿区 障害者福祉課支援係 03-5273-4302 地域生活支援受給者証については経理係へ 03-5273-4520	-	-
	児童通所受給者証の住所変更		-	-
	地域生活支援受給者証の住所変更		-	-
その他の各種手帳、受給者証、医療券等の住所変更	大変お手数ですが、それぞれの関係機関に直接お問合せください。	-	-	
生活衛生営業	理容所・美容所・クリーニング所・興行場の営業者住所	新宿区 衛生課環境衛生係 ：第二分庁舎 03-5273-3841(直通)	①変更届 ②法人の場合： 登記事項証明書	実施日以降 お早めに。
	公衆浴場・旅館の営業者住所			実施日以降 10日以内 (法人の場合は変更登記後10日以内)
公害保健	大気汚染医療費助成(都)医療券の住所変更	新しい医療券が区から郵送されます。 お手持ちの医療券は返信用封筒で返送いただくか、区役所へお越しの際にお返しください。 新宿区 健康政策課公害保健係 03-5273-3048(直通)	-	-

手続き必要

手続き不要

その他の手続き

その他の手続き

		手続き先	必要なもの	期限	
医事・薬事関係	診療所・ 歯科診療所・ 施術所 の営業者住所	新宿区 衛生課医薬衛生係 ：第二分庁舎 03-5273-3845(直通)	①変更届 ②法人の場合： 登記事項証明書	実施日以降 10日以内 (法人の場 合は変更登 記後10日 以内)	
	薬局・ 店舗販売業・ 高度管理医療機器販 売業等・ 毒物劇物販売業等 の営業者住所		①変更届 ②個人の場合： 住居表示の証明書 (配付した通知書で可) ③法人の場合： 登記事項証明書	実施日以降 30日以内 (法人の場 合は変更登 記後30日 以内) ※許可証の書 き換えを希望 される方は、 左記手続き先 までご連絡く ださい。	
	麻薬小売業者の 所在地及び営業者 の住所変更	手続き必要	①記載事項変更届 ②麻薬小売業者免許証 ③個人の場合： 住居表示の証明書 (配付した通知書で可) ④法人の場合： 登記事項証明書	実施日以降 15日以内 (法人の場合 は変更登記 後15日以 内)	
	保険医療機関・保険 薬局の届出事項変更 (異動)届		関東信越厚生局 東京事務所 ：新宿区 西新宿六丁目22番1号 新宿スクエアタワー11F 03-6692-5119	①届出事項変更(異動)届 ②住居表示の証明書 (配付した通知書で可)	実施日以降 お早めに。
	医薬品・ 医薬部外品・ 化粧品の 製造販売業・製造業 の住所変更		東京都 健康安全研究センター 広域監視部 薬事監視指導課 医薬品審査担当 ：新宿区百人町三丁目 24番1号 本館1階 03-5937-1029	左記の手続き先 にお問合せください。	実施日以降 30日以内

その他の手続き

		手続き先	必要なもの	期限
食品衛生	食品衛生法等の施設営業者の住所変更	[新宿区内の施設の場合] 新宿区 衛生課食品監視第二係 ：第二分庁舎3階 03-5273-3837(直通)	①営業許可申請書・営業届(変更) ②営業許可書 ③[法人の場合] 本店所在地変更後の登記事項証明書(コピー可)	実施日以降速やかにお届けください。 (法人の場合は変更登記後速やかにお届けください)
			[新宿区以外の施設の場合] 営業所所在地を管轄する保健所	大変お手数ですが、管轄の保健所まで直接お問い合わせください。
	東京都ふぐの取扱い規制条例のふぐ取扱所の所在地変更	[新宿区内の施設の場合] 新宿区 衛生課食品監視第二係 ：第二分庁舎3階 03-5273-3837(直通)	①ふぐ取扱所認証書書換え申請書 ②ふぐ取扱所認証書	実施日以降速やかにお届けください。

その他の手続き

手続き必要

ご自身で確認いただく手続き

下記については、直接各関係機関にお問合せのうえ、必要な手続きをしてください。

		説明
通学・勤務先	新宿区立以外の学校や保育園・幼稚園に通っている方の住所変更 ※区立学校などの場合は手続き不要です。	これらについては各自で手続き方法が異なります。 大変お手数ですが、それぞれの関係機関に直接お問合せのうえ、必要な手続きをしていただきますようお願いいたします。
	お勤めしている会社等への住所変更	
銀行・携帯電話	銀行・保険・証券会社など民間企業と交わしている契約等の住所変更	
	固定電話・携帯電話をお持ちの方の住所変更	
他	ご自身で掲出されている広告や地図、ホームページの住所変更	
	その他の各種許可証、証明書等をお持ちの方の住所変更 など	

ご自身で確認いただく手続き

旧住所あての郵便物について

住居表示実施後も数年程度は旧住所で書かれた郵便物も配達されます。ただし、誤配・遅配の要因になりますので、新しい住所で差し出すようご協力をお願いします。

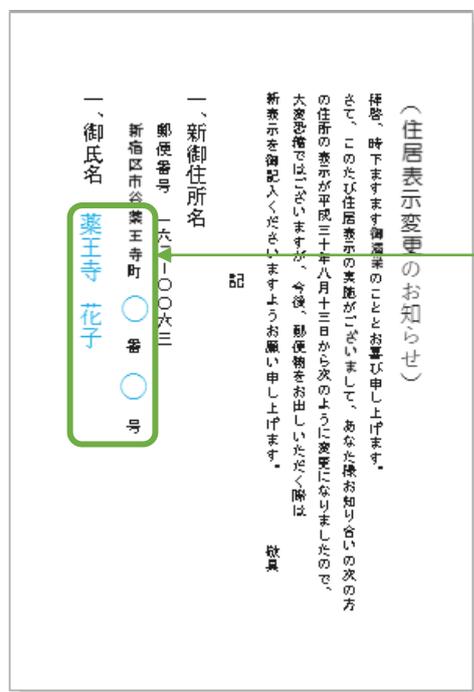
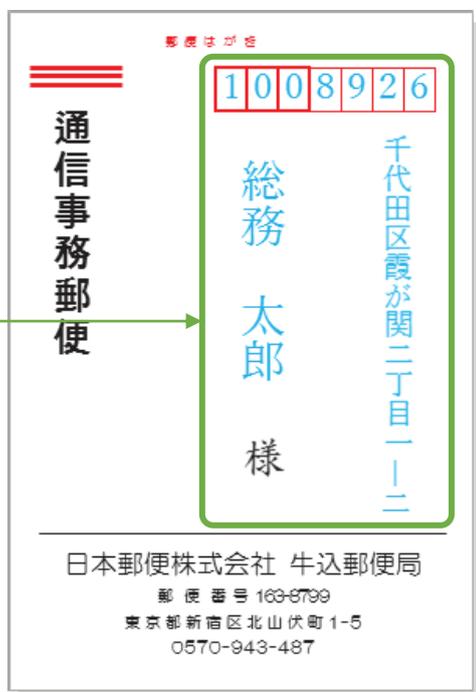
新住所を周知していただくために

新住所を知人・取引先などにお知らせするために、無料はがきを同封しています。

ご利用の際は下記を参考に各項目をご記入のうえ、はがきが入っていた封筒にまとめて入れてポストへ投函してください。

はがきが足りなくなった際には、住居表示係までご連絡ください。新しいはがきをお渡しします。（在庫の関係で、枚数によってお渡しできない場合があります）

お知らせ相手の郵便番号、住所、氏名をご記入ください。



ご自分の新住所、氏名をご記入ください。

お問い合わせ先

日本郵便株式会社 牛込郵便局
新宿区北山伏町1番5号
電話：0570-943-487

宅配事業者・地図サービス等への対応について

区では、住居表示実施後もスムーズに配送が行えるよう、大手宅配事業者に情報提供を行っています。

地図会社や、ウェブ上での地図サービス提供会社についても、区から情報提供を行いますが、新住所の反映には一定の期間がかかる場合があります。

ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

土地・建物登記の申請方法

個人の土地・建物の所有者等（所有権・抵当権などの権利者）の方※1は、登記簿の権利部に記載された住所を書き換えるため、不動産の所在地が市谷薬王寺町の内外を問わず、不動産を管轄する法務局に、変更登記の申請をする必要があります。

現在、期限の定めはありませんが、令和8年4月までに不動産を所有している場合の住所や氏名の変更登記申請が義務化されます※2ので、住居表示実施日以降お早めにお手続きください。

また、未登記の住所変更がある場合は事前に管轄法務局へお尋ねください。

※1 法人の権利者の方については『住居表示実施に伴う会社・法人等の変更登記の手引き』をご覧ください。

※2 具体的な施行日（スタート日）は今後定められます。

変更登記申請に必要なもの

変更登記の申請に際しては、以下の書類を提出してください。

① 登記申請書	戸建て住宅、ビル、土地の権利者の方……………不動産様式（一般） ※15ページの記載例1をご覧ください。 ----- 分譲マンションの権利者の方……………不動産様式（敷地権付き区分建物） ※16ページの記載例2をご覧ください。
② 住居表示の証明書	同封した通知書をご利用ください。 通知書が不足する場合は、本書の3ページ(手続きに使用する証明書について)をご覧ください。
③ 印鑑	認印で可能です。
④ 委任状	代理人が申請する場合には、委任状が必要です。 ※17ページの記載例3をご覧ください。

申請方法

不動産の所在を管轄する法務局に、以下のいずれかの方法で申請してください。
市谷薬王寺町の不動産は、新宿出張所が管轄法務局です。

● 窓口申請

管轄法務局の受付時間内（8時30分～17時15分）に必要な書類（4ページ参照）を持参し、申請してください。

● 郵送申請

申請書類を入れた封筒のおもて面に「不動産登記申請書在中」と明記し、到達の確認が可能な書留郵便等で送付してください。

● オンライン申請

不動産登記手続きが「登記・供託オンライン申請システム」でできるようになりました。詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji72.html>



東京法務局 新宿出張所

〒169-0074
新宿区北新宿一丁目8番22号
電話：03-3363-7385（代表）



登記申請書の見本(記載例1) 一般の土地・建物

市谷薬王寺町地域住居表示用登記申請書用紙：不動産様式(一般)

● 申請用紙が複数必要な場合などは、区役所地域コミュニティ課住居表示係で受け取ることができます。また、ご自分で用紙をコピーしてご利用いただいても結構です。

ここは法務局が使用します。何も記入しないでください。

抵当権権利者の住所を変更する場合はここを二重線で消し、「抵当権」と修正してください。(訂正印は不要)

登記申請書

★印は共有の場合の例です。住居表示の証明書はそれぞれのものが必要です。

登記の目的 **所有権**登記名義人住所変更

原因 令和5年11月6日 住居表示実施

変更後の事項 ★ **共有者 法務太郎の** ← 必要な場合だけ記入

住所 東京都新宿区市谷薬王寺町 20 番 20 号 ← 住居表示された後の新住所の記入

★ **及び 共有者 法務花子の住所 東京都新宿区市谷薬王寺町20番20号** ← 必要な場合だけ記入

申請人 住所 東京都新宿区市谷薬王寺町 20 番 20 号 ← 住居表示された後の新住所の記入
(又は代理人)

氏名 **法務太郎** (印) ← 氏名を記入して押印(認印で可)

連絡先の電話番号 03-0000-0000

★ **住所 東京都新宿区市谷薬王寺町20番20号** ← 必要な場合だけ記入

氏名 **法務花子** (印)

連絡先の電話番号 03-0000-0000

添付書類 登記原因証明情報 ← 住居表示の証明書を添付(通知書で可)

令和 5 年 ○ 月 ○ 日 申請

東京 法務局 新宿出張所 ← 申請先の管轄法務局を記入

提出年月日

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

不動産の表示

[土地の表示]

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 ← 不動産番号の記入は必須事項ではありません
所 在 新宿区市谷薬王寺町
地 番 5 1 番 1 ← 従来番号のまま
地 目 宅 地
地 積 1 2 3 . 2 1 平方メートル

[建物の表示]

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 9 8 7 ← 不動産番号の記入は必須事項ではありません
所 在 新宿区市谷薬王寺町 51番地1
家屋番号 5 1 番 1 ← 従来番号のまま
種 類 居 宅
構 造 木 造 瓦 葺 2 階 建
床 面 積 1階 8 0 . 0 0 平方メートル
2階 7 0 . 0 0 平方メートル
3階 平方メートル

不動産番号の記入は必須事項ではありません

不動産番号を記載した場合は、土地については所在・地番・地積を、建物については所在・家屋番号・種類・構造・床面積の表示の記載を省略することができます。

※「不動産番号」は、登記事項証明書・登記識別情報通知書・登記完了証に記載されていますが、これらがお手元になければ記入しないで結構です。

登記簿に記載されていることと一致するように記載してください。

※数字は0123456789の算用数字を使用してください。
※ご自分で記入した文字を修正した場合には、申請書の欄外に「〇字加入」「〇字削除」のように記入し、そこへ捺印してください。
※複数の不動産を所有していて、この用紙に記入しきれない場合は「継続記入用」の用紙に残りの不動産の表示を記入してください。
(申請用紙が複数になるので、各つつり目に契印を押印してください。)

登記申請書の見本(記載例2) 敷地権付きの区分所有建物

市谷薬王寺町地域住居表示用登記申請書用紙：不動産様式(敷地権付き区分建物)

● 申請用紙が複数必要な場合などは、区役所地域コミュニティ課住居表示係で受け取ることができます。また、ご自分で用紙をコピーしてご利用いただいても結構です。

ここは法務局が使用します。何も記入しないでください。

〔 抵当権権利者の住所を変更する場合はここを二重線で消し、「抵当権」と修正してください。(訂正印は不要) 〕

登記申請書

★印は共有の場合の例です。住居表示の証明書はそれぞれのもが必要です。

登記の目的 **所有権**登記名義人住所変更

原因 令和5年11月6日 住居表示実施

変更後の事項 **共有者 法務太郎の** ← 必要な場合だけ記入

住所 東京都新宿区市谷薬王寺町 20 番 20 号 ○○マンション101

★ **及び 共有者 法務花子の住所 東京都新宿区市谷薬王寺町20番20号○○マンション101** ← 必要な場合だけ記入

申請人 (又は代理人) 住所 東京都新宿区市谷薬王寺町 20 番 20 号 ○○マンション101

氏名 **法務太郎**

連絡先の電話番号 03-0000-0000

★ 住所 東京都新宿区市谷薬王寺町20番20号○○マンション101

氏名 **法務花子**

連絡先の電話番号 03-0000-0000

添付書類 登記原因証明情報

令和 5 年 ○ 月 ○ 日 申請

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

東京 法務局 新宿出張所

提出年月日

住居表示の証明書を添付(通知書で可)

申請先の管轄法務局を記入

不動産の表示

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

[一棟建物の表示]

所在 新宿区市谷薬王寺町 51番地1

建物の名称 ○○マンション

従来番号のまま

[専有部分の建物の表示]

家屋番号 市谷薬王寺町51番地1の101

建物の名称 101

種類 居宅

構造 鉄筋コンクリート造1階建

床面積 1 階部分 60.00 平方メートル

[敷地権の表示]

土地の符号 1

所在及び地番 新宿区市谷薬王寺町 51番地1

地目 宅地

地積 5.00.00 平方メートル

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1000分の35

従来番号のまま

不動産番号の記入は必須事項ではありません

不動産番号を記載した場合は、土地については所在・地番・地積を、建物については所在・家屋番号・種類・構造・床面積の表示の記載を省略することができます。

※「不動産番号」は、登記事項証明書・登記識別情報通知書・登記完了証に記載されていますが、これらがお手元になければ記入しないで結構です。

登記簿に記載されていることと一致するように記載してください。

※数字は0123456789の算用数字を使用してください。※ご自分で記入した文字を修正した場合には、申請書の欄外に「○字削入」「○字削除」のように記入し、そこへ捺印してください。

委任状の見本(記載例3) 不動産登記申請の委任状

各手続きについて代理人申請をおこなう場合には、委任状が必要となります。下記は不動産登記申請に関する委任状の作成例ですので参考としてください。

委任状には様式がありませんので、下記を参考にしてご自分で作成してください。

委任状

代理人の住所・氏名を記載

(住所) 東京都 新宿区 歌舞伎町一丁目 4 番 1 号
(氏名) 新宿 一郎

私は、上記のものを代理人と定め、次の権限を委任します。

令和 5 年 1 1 月 6 日実施の住居表示による下記不動産の
所有権登記名義人住所変更を管轄法務局へ代理して申請する
一切の件

委任状を作成した日

令和〇年〇月〇日

住居表示された後の新住所を記載

東京都新宿区市谷薬王寺町20番20号
法務 太郎 ⑩

認印

記

(不動産の表示)

土地の表示

不動産番号	1234567890123
所 在	新宿区 市谷薬王寺町
地 番	51番1
地 目	宅地
地 積	123.21 平方メートル

建物の表示

不動産番号	1234567890987
所 在	新宿区 市谷薬王寺町 51番地1
家屋番号	51番1
種 類	居宅
構 造	木造瓦葺2階建
床 面 積	1階 80.00 平方メートル 2階 70.00 平方メートル

申請書の書き方と同様に、
登記簿に記載されている
内容を記載してください。

さくいん(索引)

あ

愛の手帳の住所変更・・・10

い

医事・薬事関係・・・11
 医薬品の製造販売業・製造業の住所変更・・・11
 医薬部外品の製造販売業・製造業の住所変更・・・11
 印鑑登録証明書・・・4

う

牛込警察署・・・8
 運転免許証・・・7

え

NHK(日本放送協会)・・・4

か

街区符号・・・1
 外国人登録証明書・・・9
 介護保険被保険者証・・・5
 介護保険負担割合証・・・5
 会社・法人等登記・・・4
 ガス(東京ガス)・・・4
 学校(通学・勤務先)・・・12
 火薬類譲り受け許可証・・・8
 関東運輸局東京運輸支局・・・7

き

機械警備業務管理者資格者証・・・8
 銀行・・・12

く

クリーニング所・・・10

け

警察関係手続・・・8
 軽自動車・・・7
 軽自動車検査協会・・・7
 携帯電話・・・12
 軽二輪・・・7
 警備員指導教育責任者証・・・8
 警備業の合格証明書・・・8
 警備業の成績証明書・・・8
 警備業認定証・・・8
 化粧品の製造販売業・製造業の住所変更・・・11
 原動機付自転車等標識交付証明書・・・7

こ

後期高齢者医療被保険者証・・・5
 公共放送(日本放送協会(NHK))・・・4
 公共料金・・・4
 興行場・・・10
 厚生年金受給者・・・6
 公衆浴場・・・10
 高度管理医療機器販売業・・・11
 公簿・・・4
 国民健康保険被保険者証・・・5
 国民健康保険高齢受給者証・・・5
 国民年金受給者・・・6
 国民年金被保険者(第1号から第3号)・・・6
 個人番号カード(マイナンバーカード)・・・9
 戸籍(本籍)・・・1
 戸籍の附票・・・4
 古物商・古物市場主許可証・・・8
 古物競りあっせん業・・・8

さ

在留カード・・・9

し

歯科診療所・・・11
 自動車・・・7
 自動車検査証・・・7
 児童通所受給者証・・・10
 自立支援医療の更生医療受給者証・・・5
 自立支援医療受給者証(精神通院)・・・10
 社会保険加入事業所・・・6
 社会保険加入事業主・・・6
 車庫証明・・・7
 住居表示変更証明書・・・3
 住居番号・・・1
 住居番号表示板・・・1
 銃砲刀剣類所持許可証・・・8
 住民票・・・4
 住民基本台帳カード・・・9
 従来の住所・・・1
 障害福祉サービス受給者証・・・10
 商業登記(会社・法人等登記)・・・4
 食品衛生・・・12
 身体障害者手帳・・・10
 診療所・・・11

す

水道・・・4

さくいん(索引)

せ

生活衛生営業	10
精神障害者保健福祉手帳	10
施術所	11

た

大気汚染医療費助成(都)医療券	10
宅配事業者	13
探偵業届出証明書	8

ち

地域生活支接受給者証	10
地図サービス	13
地番	1
町名	1
町名表示板	1

つ

通知カード(マイナンバーカード)	9
------------------	---

て

手続きが必要なもの	2, 3
手続きが不要なもの	2
店舗販売業	11
電力	4
電話(銀行・携帯電話 他)	12

と

毒物劇物販売業	11
東京電力	4
東京ガス	4
東京都水道局	4
東京法務局新宿出張所	4, 14
東京運輸支局	7
特別永住者証明書	9
土地・建物登記	4, 14

に

日本放送協会(NHK)	4
二輪車	7

は

パスポート(旅券)	4
-----------	---

ひ

美容所	10
-----	----

ふ

風俗営業	8
ふぐの取扱所の所在地変更	12
不動産登記	4
不動産の表示	1

ほ

保育園(通学・勤務先)	12
法人登記	4
保険医療機関	11
保険会社(銀行・携帯電話 他)	12
保険薬局	11
本籍地(戸籍)	1

ま

マイナンバーカード(個人番号カード)	9
麻薬小売業者	11
乳 医療証	5
子 医療証	5
青 医療証	5
親 医療証	5
障 受給者証	5

や

薬局	11
----	----

ゆ

郵便番号	1
------	---

よ

幼稚園(通学・勤務先)	12
-------------	----

り

理容所	10
旅館等	10
旅券(パスポート)	4



わかりやすくより良いまちづくりに向けて みなさまのご理解とご協力をお願いいたします

住居表示実施に伴い

特別出張所・区役所の窓口が大変混み合います。

お待たせすることがありますが、ご了承ください。

区のホームページから
窓口の受付・混雑状況を
確認することができます

区ホームページはこちら



市谷薬王寺町地域の 住居表示実施に伴う 手続きのガイド

令和5年8月発行 印刷番号2023-9-2601

編集・発行
新宿区地域振興部地域コミュニティ課
東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
電話（03）3209-1111（代表）

この印刷物は、業者委託により
3,300部印刷製本しています。
その経費として、1部あたり242
円（税込み）がかかっています。
ただし、編集時の職員人件費や配
送経費などは含んでいません。



古紙・パルプ配合率70%再生紙を使用